

☆・・・高等職業訓練費促進給付金事業・・・☆

市内にお住まいの母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんの就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担軽減を図り、母子（父子）家庭の経済的自立を促進するため、予算の範囲内において高等職業訓練促進給付金を支給します。

対象者

- ・糸満市内に住所を有する母子(父子)家庭の母(父)で次の要件をすべて満たす方
- ①児童扶養手当の支給を受けている 又は 同等の所得水準にあること
- ②養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ③就業 又は育児と修業の両立が困難であること
- ④過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと
- ⑤求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長給付及び附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていない者

対象資格

- ・看護師（准看護師含む） ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士
- ・歯科衛生士 ・美容師 ・社会福祉士 ・製菓衛生師 ・調理師 ・建築士 ・公認心理師
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練（情報関係のものに限る。）、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練の指定教育訓練又はこれに準ずるものとして市長が認めるものを受講して取得する資格
- ・その他市長が認める資格（担当窓口へお問い合わせください）

支給期間

- ・養成機関において修業している期間（最高4年）

支給月額

※課程修了の最後の12か月は増額

○ 課税世帯： 70,500円 → ※ 課税世帯： 110,500円

○ 非課税世帯： 100,000円 → ※ 非課税世帯： 140,000円

※同住所に課税者がいる場合は、課税世帯になります。

必要書類

- ① 高等職業訓練促進給付金 **支給申請書**（本市様式第1号）
- ② **戸籍謄本**（親と子の戸籍が違う場合は各1通ずつ）
- ③ **児童扶養手当証書** 又は 母子父子家庭等医療費助成受給者証
- ④ **合格通知書の写し** 及び パンフレットなど修業する養成機関に関する書類
- ⑤ **在学証明書** 及び **単位取得証明書**等（修業している養成機関が作成する書類）
- ⑥ **印鑑** ・ **通帳の写し**
- ⑦ その他 （ 事前相談受付票 ）

※申請前に事前相談が必要となります。詳しくは、こども未来課まで！